

第2号 健康増進法の一部改正に伴う受動喫煙対策の強化について

「健康増進法の一部を改正する法律」(平成30年法律第78号。以下「改正法」という。)が、平成30年7月25日に公布され、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、施設等の管理者が講ずるべき措置等について定められた。

◇ 改正の趣旨

- (1) 「望まない受動喫煙」をなくす。
- (2) 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮。
- (3) 施設の類型・場所ごとに対策を実施。

◇ 主な改正内容

- (1) 原則屋内禁煙とする。
(子どもや患者等に特に配慮する施設においては、敷地内禁煙とする)
- (2) 20歳未満は喫煙エリアには立ち入り禁止とする。
- (3) 施設の類型・場所ごとに対策を実施

◇ 施設の体系

- (1) 第1種施設：敷地内禁煙
 - ・学校、児童福祉施設
 - ・病院、診療所
 - ・行政機関の庁舎 等
- (2) 第2種施設：原則屋内禁煙
上記以外の施設
 - ・事務所
 - ・ホテル、旅館
 - ・工場
 - ・飲食店
 - ・旅客運送用事業船舶、鉄道 等

これらを踏まえ、当市においても下記のとおり対策を講ずることとした。

◇ 対策内容

市役所本庁舎の屋内や敷地内を全面禁煙とする。ただし経過措置として移行取組期間を設け、あらかじめ指定する場所に限り喫煙を可とする。

◇ 実施期日

令和元年7月1日より

◇ 経過措置

令和2年3月31日まで

◇ その他

経過措置終了後(令和2年4月1日)からは屋内、敷地内ともに全面禁煙とする。

◇ 施行期日及び取り扱い等について

施行期日	施設の種類	取り扱い	市の対象施設（例）
令和元年7月1日	第1種施設	<u>敷地内禁煙</u> (屋外で必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置できる。)	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校 ・診療所 ・子ども園 ・放課後児童クラブ ・保健介護センター ・本庁舎、支所 等
令和2年4月1日	第2種施設 上記以外の施設 (自宅やホテルの客室など居住の用に供する場所は対象外)	<u>原則屋内禁煙</u> (喫煙を認める場合は、喫煙専用室などの設置が必要)	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館 ・体育館 ・火葬場 ・市民文化会館 ・市営住宅 等

◇ 市内スポーツ施設の取り扱いについて

類型としては第2種施設に該当するものの、子どもの利用頻度が高く、また世代や健康状態を問わず幅広く市民に利用されることから、第1種施設と同様に敷地内禁煙として取り扱うこととした。